

委員会提出第四号議案

国営大野川上流土地改良事業に関する意見書

国営大野川上流土地改良事業は、大野川上流地域である大分県竹田市並びに熊本県阿蘇市及び産山村の農地二千百五十八ヘクタールに供給する農業用水を確保することを目的に昭和五十四年に事業着手し、平成十六年度に大蘇ダム本体工事が完了した。

しかしながら、大蘇ダムは貯水池地山からの水漏れにより計画どおり貯水できず、供給する農業用水の確保ができない状況にある。

事業着手後三十年あまりが経過しているが、地元農家は、「時間水」という昼夜を問わない不規則な水管理を余儀なくされ、地元土地改良区もポンプによる給水など懸命に努力をしているものの、水不足のため作付けができない水田もあるなど、毎年、水不足に苦しめられている。

また、事業費は当初計画の百三十億円から五百九十三億五千万円へと四・六倍となり、地元負担も大分県七十三億円、竹田市二十三億円、熊本県十九億円などに膨らんでいる。

よって、国会及び政府におかれては、大野川上流地域の農業振興を図るため、国の責任において、次の事項の対策を講じられるよう強く要望する。

- 一 国営大野川上流土地改良事業の受益農地に早期に計画どおりの農業用水を供給すること。
 - 二 大蘇ダムが計画どおりに機能するよう早期の漏水対策を行うこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
財務大臣	藤井裕久殿
農林水産大臣	赤松広隆殿